

## (2) 個人事業の代替わり（承継）について

建設業の許可を受けている個人事業主（以下「被承継人」という。）が死亡、高齢、病気等のやむを得ない理由により事業を廃業し、被承継人の経営業務を補佐した経験を有する者（以下「承継人」という。）に事業を承継する場合、被承継人の許可について廃業届を提出し、新たに承継人としての新規の許可申請を行う必要があります。この場合、一定の要件を満たせば許可番号等の引継、および経営事項審査における実績の引継を認める取扱いを行っています。

### ◆要件

- ① 許可申請時点において被承継人の許可が有効であること
- ② 被承継人がやむを得ない理由（死亡、高齢、病気等）により建設業から引退すること
- ③ 承継人が経営業務の管理責任者に就任すること
- ④ 承継人が被承継人の相続権を有する親族であり専従者として被承継人の下で**許可を有する**期間6年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※1】または、配偶者もしくは二親等以内の者で、被承継人の下で**許可を有する**期間6年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※2】
- ⑤ 建設業に関する資産・負債（完成工事未収入金、未成工事支出金、材料貯蔵品、工事未払金、未成工事受入金）が引き継がれていること（事業年度が連続していること）
- ⑥ 新規許可申請の財産的基礎の要件を満たすこと
- ⑦ 被承継人は原則、専任技術者及び国家資格者等とならないこと
- ⑧ 要件を満たす者が複数いるときは、その全員から同意があること
- ⑨ 死亡承継の場合は、**被承継人の死亡後3か月以内**、生前承継の場合は、**承継人が1回目の確定申告を行うまで**に許可申請を行うこと

注) 新規申請であるため、通常の許可要件も当然に満たしている必要があります。

### ◆許可の承継に必要な書類等

新規許可申請に必要な書類において、記載方法が通常と異なるものおよび追加で必要となる書類は、以下のとおりです。

様式番号	申請書様式等	備考
第2号	工事経歴書	被承継人最終決算に基づいて作成
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	被承継人最終決算に基づいて作成
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書	証明者欄は被承継人の証明で可 (死亡承継の場合は許可を有する第三者の証明)
第18号	貸借対照表	被承継人最終決算に基づいて作成
第19号	損益計算書	
第18号	貸借対照表	開始貸借対照表（承継人）
第19号	損益計算書	商号のみ記入し添付
第20号	営業の沿革	前事業主時代の沿革も記入
添付書類	個人事業の開業届出書（写し）	税務署提出分
第22号の4	廃業届	被承継人の許可全部廃業届（P.51 参照）

（次項へ続く）

	申請書様式等	備考
要件④【※1】の場合	被承継人の税務署受付印のある確定申告書6年分〔第1・2表〕	写し（原本提示） 専従者欄にて承継人の氏名等を確認
要件④【※2】の場合	被承継人の税務署受付印のある確定申告書6年分〔第1・2表、青色申告書決算書または収支内訳書〕	写し（原本提示） 給与賃金の内訳欄にて承継人の氏名等を確認
	承継人の所得証明書5年分	原本
	許可を有する第三者の証明書	雛形あり P.170 参照
	戸籍抄本または戸籍謄本の提示	専従者でない者が承継する場合に被承継人との続柄を確認
要件⑧	同意書	

#### ◆注意事項

- ・経営事項審査を受けておられる場合、事業承継時点を審査基準日として、再度申請していただく必要があります。
- ・滋賀県の入札参加資格をお持ちの方は、資格の承継手続が必要となります。詳しくは滋賀県監理課審査契約係（TEL:077-528-4116）へお問い合わせください。なおその他の発注機関に関しては、各発注機関にお問い合わせください。